

I 令和6年度あきる野市立東中学校学校経営方針

1 東中学校の教育目標

東京都教育委員会及びあきる野市教育委員会の教育目標と取組目標を踏まえ、保護者や地域社会の要請や期待、ニーズに応えるため、以下の教育目標を掲げ本校の教育を推進していく。

社会の変化に主体的に対応できる力と社会に貢献する意欲を培い、心身ともに健全な社会人の育成をめざして、

- よく考え最後までやりぬく人
- 豊かな心をもち思いやりのある人
- 常に自分を高めようと努力し創造力のある人

2 令和6年度の東中学校の教育目標の重点

東中学校教育目標の3項目のうち、「常に自分を高めようと努力する」を重点項目とする。

令和6年度の教育目標の重点

- よく考え最後までやりぬく人
- 豊かな心をもち思いやりのある人
- **常に自分を高めようと努力し創造力のある人**

将来の予測が困難であり、変化の激しい時代であることを視野に入れ、意識し、よりよい人生を送るために、「生きる力」「人間力」を身に付けた「いつでもどこでも通用する人間」、そして「**夢を持ち、その夢を言葉にし、実現に向けて努力を積み重ねる人間**」の育成を目指す。

- (1) 「よく考える」については、生徒の論理的思考力・判断力・表現力等の力を育むことを目指す。学習活動において「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の考えを取り入れることでこれらの力を育てていく。また、考える力（論理的思考力・判断力・表現力等の基礎となる語彙力を豊かにするため、「朝読書」を行う。
- (2) 「思いやり」については、心の力（①人を思いやる心 ②卑怯を許さない心 ③自分を律し立てる心）を育むこととする。特に、心の力を育成するために、「特別の教科 道徳」の指導において、「**考え議論する道徳**」の授業を実践し、道徳教育の充実を図る。また、特別活動（学校行事、生徒会活動等）の活性化を図るとともに、日常的な学校生活において「思いやり」にあふれた行動が見られるような取組を推進する。
- (3) 「**常に自分を高めようと努力する**」については、生徒が主体的に取り組む機会を多く設定し、教師による支援の充実を図ることが重要である。したがって、すべての教育活動において、**生徒の主体性を尊重する**とともに、学習指導・生活指導における**自己決定の場**を数多く設定する。また、生徒個々の実態を十分に踏まえた効果的かつ効率的な支援の充実を図る。

3 中期目標（令和6年度）

- (1) 目指す学校像：**ひとりひとりの生徒に居場所がある学校**
 - ① 学ぶ意欲を身に付け、学ぶ楽しさを実感できる学校

- ② 生徒一人一人が主体性を発揮し、自分の可能性を拓き、自己実現に向けて取り組める学校
- ③ 思いやりの心を育むことで生徒一人一人の心を大きく成長させていくことができる学校

(2) 目指す生徒像： **いつでもどこでも通用する考え方・身の処し方ができる生徒**

- ① 東中学校の生徒であることを誇りに思える生徒
- ② 将来に大きな夢を抱き、実現に向けた努力を積み重ねる生徒
- ③ まじめさや正義を大切にするとともに、正しい判断ができる生徒
- ④ 友達と喜び・悲しみ・苦しみを共有することで支えあい、自他共に大切にする生徒
- ⑤ 授業、行事、生徒会活動、部活動等に積極的に取り組む生徒

(3) 目指す教職員像： **いつでもどこでも通用する教師**

まず、社会人・集団の一員としての常識・良識を持ち、当たり前行動をとること—これがなくては、生徒指導ができない

さらに、公務員としての自覚を持ち、法令に則って職務に専念すること—行政の出先機関の性格を併せ持つ公立学校に勤務している意識を常に強く持ち、社会の変化にも機敏に対応すること

その上で、教育に関して高い使命感と高い識見を持ち、指導技術に長けたプロフェッショナルリティを持つこと—これがなければ給料を得ることは本来的にはできない

- ① 人としての魅力があり、生徒の目標となれる教職員
- ② 生徒一人一人を大切に、生徒の内発的な能力を引き出していくことのできる教職員
- ③ 生徒の主体性を促し、生徒の成長を願い、側面からサポートできる教職員
- ④ 組織人としての自覚をもち、スピードと責任感をもって職務を果敢に遂行できる教職員
- ⑤ 教育公務員として、法令を遵守し、常に危機管理意識をもつ教職員
- ⑥ 研修に励み、自己啓発を図るとともに自己の心身の健康管理に努める教職員
- ⑦ 保護者・地域との連携を常に意識し、P T A活動、地域の活動に関わる教職員
- ⑧ 急増する新規採用教員や若手教員の育成を常に意識する教職員

4 令和6年度の経営理念

教育目標を達成して具体的な成果を上げるために、以下に示す考え方に沿って教育活動を展開する。その際、すべての教育活動が、この考え方に集約できるようにマネジメントするとともに、目標達成のための手段としての教員組織の確立や学校運営の質・精度を高めていく。また、具体的な成果は、数値としての検証を行うとともに、生徒の変容をもって成果としていく。

- 「学ぶ喜び」「生きる喜び」を生徒一人一人が感じることのできる教育活動を推進する。
- 「生徒第一・生徒中心」とするための学校組織の一層の充実を図り、学校運営を推進する。
- 「最大の教育環境は教師自身」との自覚に立ち、教員の資質能力の向上を図る。

5 教育目標達成のための東中学校の基本方針

令和6年度の経営理念及び教育目標の重点を踏まえ、次の基本方針を設定する。

【基本方針1】 自他の生命を尊重し、自分を大切にするとともに他の人も大切にできる心や態度

を育むため、学校生活全体を通して、計画的に人権教育の推進を図る。

【基本方針2】 「学ぶ喜び」を実感できるよう生徒が主体的に学習活動に取り組むことができる学習指導を推進するとともに個に応じた支援の充実を図る。

【基本方針3】 生徒の論理的思考力・判断力・表現力等を育むため、各教科・領域で「**主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）**」の手法を取り入れた教育を一層推進する。

【基本方針4】 豊かな心を育むために、学校の教育活動全体を通して道徳教育を推進させるとともに、特別の教科 **道徳**の充実を図る。また、「心の力」（①人を思いやる心 ②卑怯を許さない心 ③自分を律し立する心）を育むための活動を進める。

【基本方針5】 特別支援教育の充実を図るために、全教育活動において、「ユニバーサルデザインの教育」を意識し、特別な支援を必要とする生徒一人一人の個別指導計画を基にした指導を充実させる。また、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の一層の推進・充実を図る。

【基本方針6】 「不登校・いじめ」対応に向けて、不登校対策マニュアルやいじめ防止基本方針の具体的な活用を図るとともに、「いじめ撲滅三原則」を徹底する。

【基本方針7】 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるために、コミュニティ・スクールを充実させる。

【基本方針8】 生活指導の目的を生徒の自己指導力の育成におき、共感的人間関係を確立し、生徒の自己肯定感を高める指導を展開する。特に、特別活動等の活動においては、生徒中心とした活動を重視し、生徒が自己決定できる場を数多く設定する。

【基本方針9】 快適で安心できる教育環境の構築のために、危機管理マニュアル（災害対策マニュアル）を基に、自分の身は自分で守る意識を高めさせる安全教育を推進する。

Ⅱ 令和6年度の取組の重点と具体的内容

1 学校運営

- 教育課程の適正な実施を図るために、主幹教諭の役割を明確にした校内組織の整備を行う。また、生徒の成長のために、効率的かつ有用な職務の遂行がなされる学校運営を執り行うために、適切なコミュニケーションによる教員間の連携体制の構築を図る。
- 自己申告書作成に際し、昨年度の成果と課題を踏まえ、目標設定を行う。また、教師自身が学んでいこうとする意識を高くもち、継続して自己啓発を図ることに取り組む。
- 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるために、コミュニティ・スクールを充実させる。
- 令和4・5年度あきる野市教育委員会研究推進校としての研究の成果と課題に基づき、ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けた授業の工夫・改善に取り組む。

2 学習指導

- 「あきる野市授業スタンダード」について共通理解を図り、単元のねらいを明確にして本時の学習を明示し、ねらいの達成できる学習活動を展開する。
- 単元の指導計画を明確にし、単元を通して、基礎的・基本的知識・技能の定着を図るとともに生徒の「主体的・対話的な深い学び（アクティブ・ラーニング）」の場面を設定する。
- 教科指導において、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるために ICT 機器の効果的な活用方法について研究・実践に取り組む。
- 家庭学習の定着に向けて、意図的・計画的・継続的な指導を全教科で連携を図り実施する。
- 特別の教科 道徳において、生徒が自分の気持ちを振り返ったり考えたりする場面を多く設定する。また、「考え議論する道徳」を意識した題材を選定し、学校全体で行う道徳教育を補充・深化・統合する場としての位置付けを明確にする。
- 自尊心や自己肯定感の醸成のために教材を工夫するとともに、全教育活動において自他ともに愛する心及び学校を愛する心を育てる。

3 生活指導

- 生活指導の目的を生徒の自己指導力の育成においた指導体制を構築する。そのために、生徒が主体的に取り組むことができるように、学校行事・学年行事や学級活動における生徒の自己決定の場の設定や自己存在感を高める指導を徹底する。また、「厳しくも温かい指導」を継続する。
- 学年・学校のスタンダードを設定し、全教職員の共通理解及び同一指導の下、授業規律・生活規律の徹底を図る。
- すべての生活指導にかかわって、重層的な生活指導体制を構築し、「担任」「学年」「学校」の縦のラインによる指導の充実を図る。また、生徒の特性を把握した指導を充実させるため、教育相談部会・特別支援教育部会などの校内組織における連携を一層円滑に行うとともに不登校生徒への対応として、不登校対応巡回教員や登校支援教室の効果的な活用を図る。さらに、警察、子ども家庭支援センター、児童相談所、「せせらぎ教室」などの外部の関係諸機関との連携を図る。
- 上記の方針の下、「不登校・いじめ」の未然防止、早期解決に向けた取組及び問題行動に対する対応を、組織的に迅速かつ適切に推進する。また、教育相談、特別支援教育の組織的な体制を強化するとともに、指導の充実、実効性を高める。

4 特別支援教育

- すべての学級における特別に支援が必要な生徒に対して、個に応じて個別指導計画を活用した個別の支援体制を充実させるとともに、特別支援教室（サポートルーム）を活用し、困り感のある生徒の課題を解決していく。

- 特別支援学級（7組）の学習においては、障がいの特性や学習の習得状況に応じたグループ別学習の一層の推進を図るとともに、上級生が手本となることを意識した活動を重視する。
- インクルーシブ教育の視点から、特別支援学級（7組）と通常の学級による交流及び共同学習の活性化を図る。
- 特別支援教育の理解を校内全体に定着させるとともに、保護者・地域に向けて啓発していく。

5 安全教育

- 安全指導の年間指導計画を基にして、年間を通じて安全3領域をバランスよく指導する。
- 危機管理マニュアルを整備し、校内の安全指導體制の構築を図る。
- 教科及び学級活動等で、情報社会において必要なインターネットの適正な活用等に向けて、デジタルシティズンシップの考え方を取り入れた情報モラル教育を推進する。
- 巨大地震が起きる可能性が指摘されているため、防災マニュアルを活用した訓練を計画する。また、生徒に「自助・共助」についての知識を身に付けさせるとともに、対応訓練を行う。

6 サービスの厳正

- 生徒の人格形成に直接関与する教育活動にあたる教育公務員として、その使命と職責を深く自覚し、服務規律の確保に努める。
- 言動・服装においても、教育公務員としての意識をもち、生徒の手本となる。

7 職務の効率化

- 職務内容を見直し、効率化を心がけるとともにライフワークバランスについても意識する。
- 「部活動に関する総合的なガイドライン」を基に、練習日程及び練習時間を計画する。
- 校務支援システムを活用し、働き方改革を意識して組織的に職務にあたる。